

照明灯維持業務特記仕様書

(本業務の実施について)

- 第1条** 本業務は、県が管理する既存の照明灯などの故障・破損（球切れ等）を修繕する業務である。業務については、修繕作業の実施が必要となった際に、その都度、発注者より請負者に対し修繕箇所・内容を指示する。
- 2 請負者は、原則として、発注者からの指示があった日から10日以内に作業を実施・完了しなければならない。ただし、材料手配に日数を要する場合や、現場条件の都合により、物理的に作業できない場合は除く。
- 3 また、緊急を要する場合（交通事故で照明灯が破損し、急ぎ撤去が必要な場合など）には、発注者から当日中に作業するよう指示をすることがある。この場合も、可能な限り指示どおり作業するよう努めなければならない。
- 4 監督員から指示があった場合は、完了予定日及び完了日を、書面またはメールにより報告すること。
- 5 本業務の契約数量については、必要に応じ、実施数量により変更契約を行うものとする。業務数量は、過去の実績に基づく想定であるため、大幅な増減があり得る。
- 6 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書」及び「電気通信設備施工管理の手引き（社団法人 建設電気技術協会）」に基づき実施しなければならない。

(現場責任者について)

- 第2条** 本業務の現場責任者は、別添の様式により届け出るものとする（雇用確認書類、実務経験確認書類、資格証の写しを添付すること）。
- 2 本業務の発注者との連絡・調整は、現場責任者が行わなければならない。
- 3 現場責任者は、次の条件を満たすこと。
- ① 1級または2級電気工事施工管理技士、第1種または2種電気工事士、電気主任技術者（第1～3種）のいずれかの資格を有すること。
 - ② 10年以上の実務経験を有すること。
 - ③ 緊急作業依頼時に「自社の作業員・作業車」、「材料」等の手配及び段取りを即時にできること。
 - ④ 電子メール及びファックシミリにて監督員と連絡及び資料のやり取りができること。

(下請けについて)

- 第3条** 下請けに委託することを禁止する。ただし、緊急時など特別な理由がある場合で、発注者が事前に許可した場合を除く。

(作業時の安全対策)

- 第4条** 作業時は他の車両・歩行者等の通行に注意し、現場安全の確保に努めること。交通の状況に応じて交通誘導警備員を適宜配置すること。

(交通誘導警備員等)

- 第5条** 本業務においては、交通整理の必要日数として、30日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員A（昼間勤務）を合計30名（交替要員[無し]）、交通誘導警備員B（昼間勤務）を合計30名（交替要員[無し]）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。交通誘導警備員Aとは、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。交通誘導警備員Bとは、警備業法第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。
- 2 受注者は、次の区間において行う交通誘導警備業務については、交通誘導警備員Aを交通誘導警備業務を行う場所ごとに、常時一人以上配置すること。
- (1) 「警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）」第2条により、高速自動車国道又は自動車専用道路において行う交通誘導警備業務及び徳島県公安委員会が定めた区間（平成27年4月1日付け徳島県公安委員会告示第7号）。
 - (2) 最新の道路交通センサス一般交通量調査の結果による平日の24時間交通量が4,000台以上の区間。
 - (3) 監督員が特に第三者の危険を防止する必要があると指示した区間。
- 3 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月毎に監督員に1部提出するものとする。
- なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。
- また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

(作業箇所)

第6条 道路照明灯修繕作業については、徳島県東部県土整備局徳島庁舎からの指示により行うものとする。請負者は指示を受けた後、速やかに該当箇所の照明灯の不具合を調査し、修繕すること。また、修繕方法について疑義がある場合は、監督員と協議すること。

本業務の作業地区は次のとおりとする。ただし、状況に応じてこれ以外の地区の修繕を指示することがある。

対象地域：鳴門市、板野郡板野町、板野郡松茂町

(提出書類)

第7条 この契約の検収については、1月毎に翌月始め（工期末分は工期末）に行うものとし、次の書類を提出するものとする。

- ①修繕箇所一覧表（作業日、作業内容、部材の規格などを記載）
- ②使用材料集計表（最終月は全業務数量の集計も行うこと）
- ③四国電力への申請書類の写し
- ④完了報告書
- ⑤写真（修繕前・修繕後の確認、作業状況、交換材料）

(蛍光水銀ランプの交換)

第8条 蛍光水銀ランプの球切れを修繕する場合は、同程度の明るさの高圧ナトリウムランプ及び対応の安定器に交換すること。この場合、四国電力との受電契約変更（契約容量変更）を行うこと。

(例)

蛍光水銀ランプ400W	→	高圧ナトリウムランプ220W,	250W用安定器		
〃	300W	→	〃	180W, 200W用	〃
〃	250W	→	〃	180W, 200W用	〃
〃	200W	→	〃	110W, 110W用	〃

(作業時間 修繕作業を伴う場合)

第9条 修繕作業では修繕部位の調査・点検をした後、修繕し、完了確認を行うこと。現地での調査・点検及び修繕作業には、次の時間を見込んでいる。

○照明灯1基当たり調査・点検及び修繕作業時間

対象地域：鳴門市、板野郡板野町、板野郡松茂町； 1時間30分

※過去の実績より、1日に概ね6基程度の修繕が可能である。上記の1基当たり時間は、1日の作業量を1基当りに割り戻して計算したものである（緊急依頼時以外は、県の夜間パトロールの不点報告に基づく修繕が大半であり、1週間分を1日にまとめて作業できるケースが非常に多いため）。

※1基の照明につき複数の機器の交換を要する場合についても1基とする。

(作業時間 調査のみの場合)

第10条 現地での調査・点検のみの作業には、次の時間を見込んでいる。

○照明灯1基当たり調査・点検時間

対象地域：鳴門市、板野郡板野町、板野郡松茂町； 1時間

※過去の実績より、高所作業車を使用する調査・点検は、修繕作業と同日に複数基まとめて行うことが多いため、修繕作業を含めて、1日の作業量を1基当りに割り戻して計算したものである。

(設計変更について)

第11条 修繕の数量等は、照明灯故障箇所の多少により増減するため、実施数量に応じて変更契約するものとする。

(道路使用許可について)

第12条 各所轄警察署への道路使用許可（平日昼間の片側交互通行制限、片側通行制限のみ）は、発注者にて1年分を取得する。なお、事前に各所轄署に作業日と作業箇所を報告しなければならないため、作業予定日の3日以上前に、所定の様式により、電子メールにて監督員に報告すること。

2 ただし、次の場合は、請負者が道路使用許可の手続きを行わなければならない。この費用は諸経費に含むものとする。

- ①平日昼間(9:00~17:00)以外の時間帯の作業
- ②「片側交互通行制限」、「片側通行制限」以外の制限を伴う作業（全面通行禁止、時間通行制限など）